

会員各位

令和3年2月吉日
入間市事業所防犯協議会
会長 小野 彰久



入間市事業所防犯協議会
令和2年度事業運営についてのお知らせ（その3）
— 協議会活動の休止 —

拝啓 平素は当協議会に深いご理解とご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年4月に続いて令和3年1月に苦渋の決断で再実施した政府の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がさらに一か月延長されるほど、このコロナ禍の影響は拡大・継続しております。会員企業の皆様におかれましても、大変な気遣いご苦勞を伴う事業運営に奮闘されておられることと拝察いたします。

さて、当協議会におきましては、これまでご連絡済の「**コロナ禍における事業運営方針**」

1. 従来形式の大人数での会合を伴う当協議会独自の事業は開催自粛
2. 事業運営・存続に必要な会合・行事には、感染対策した上で少人数にて開催・参加（事業運営に関する諸課題については、2.の会合の中で検討）に基づき、予定していた事業計画に対しての実施可否判断を関係団体と調整した上で決定してきました。この度、これまでの経緯を踏まえ今後の活動について縮小理事会（正副会長・幹事・会計・監事）を開催し（1/31・2/7 Web 会議実施）以下の判断に至りましたのでお知らせいたします。

記

令和2年度の「**コロナ禍における事業運営方針**」に基づき運用を試行した結果 問題ないことが確認できましたので、当協議会は下記の要領に沿って一時的に活動休止いたします。

- 1) 活動休止開始時期：令和2年度に文書決議の形で実施した第37回定例総会（6/8）終了後、活動休止を開始したものとす。 （過去に遡った休止宣言）
- 2) 休止期間中の運営：令和2年度のコロナ禍における事業運営方針に基づく。
- 3) 活動再開条件：以下を満たしているのかを理事会にて協議し可決されること。
 - ①国内で新型コロナウイルス対策のワクチン接種が安定して実施できるようになり、かつ その有効性が共通認識されている状態であると判断できること。
 - ②政府分科会の感染状況を示すステージが、協議会活動に支障がないレベルであると判断できること。

※ 休止期間中は、事業イベント・会費納入のご案内、事務手続きを休止いたします。

※ 事業の中止縮小に伴う余剰金は将来の発足記念事業等への積立金とする予定です。

敬具

問い合わせ先 入間市事業所防犯協議会

会長 小野 彰久 (株)安川電機
TEL 04-2962-5151
事務局 吉成 敦 松田産業(株)
TEL 04-2907-3588